

【7】社会的養育関係者



ながの電子申請サービス（長野県）

プレビュー 長野県社会的養育に関する実態調査（市町村職員・施設職員・里親・ファミリーホーム養育者・児童相談所職員向け調査）

長野県社会的養育に関する実態調査（市町村職員・施設職員・里親・ファミリーホーム養育者・児童相談所職員向け調査）

回答日 **必須**

回答日を入力してください。（例：令和6年6月20日）

連絡先メールアドレス **必須**

あなたの連絡先（個人）メールアドレスを入力してください。
（アンケートを受け付けたメールを送信すること、同じメールアドレスの人が何度も回答していないことを確認するためです。その他の目的には使用しません。）

メールアドレス

あなたのこと

問1 所属する組織について

あなたの所属する組織等を教えてください。（1つ選択）
※児童家庭支援センター・里親支援センターに所属している場合は、乳幼児や児童養護施設等の設置のもととなっている施設により選択してください。

- 1 市町村（こども家庭センター（統括））
- 2 市町村（こども家庭センター（児童福祉））
- 3 市町村（こども家庭センター（母子保健））
- 4 市町村（児童福祉担当部署）
- 5 市町村（母子保健担当部署）
- 6 市町村（その他）
- 7 児童福祉施設（乳幼児）
- 8 児童福祉施設（児童養護施設）
- 9 児童福祉施設（母子生活支援施設）
- 10 児童福祉施設（その他）
- 11 里親（里親） ※個々の家庭のことを指します。
- 12 里親（ファミリーホーム）
- 13 児童相談所（児童福祉司）
- 14 児童相談所（児童心理司）
- 15 児童相談所（児童指導員）
- その他（以下に記入してください）

選択解除

問2 所属する組織の所在地について

あなたの所属する組織等（里親等の場合は家庭）が所在する地域を教えてください。
（1つ選択）

- 1 佐久圏域
- 2 上田圏域
- 3 諏訪圏域
- 4 上伊那圏域
- 5 南信州圏域
- 6 木曾圏域
- 7 松本圏域
- 8 北アルプス圏域
- 9 長野圏域
- 10 北信圏域

選択解除

問3 児童福祉に関する資格等について

あなたが有する児童福祉に関連する資格等について教えてください。
(あてはまる項目をすべて選択)

- 1 医師
- 2 社会福祉士
- 3 精神保健福祉士
- 4 公認心理士
- 5 保健師
- 6 助産師
- 7 看護師
- 8 保育士
- 9 教員免許
- 10 児童指導員任用資格
- 11 養育士登録
- 12 養子縁組士登録
- 13 親族里親認定
- 14 その他(以下に記入してください)
- 15 なし

問4 児童福祉等の社会的養育における通算業務年数

あなたの児童福祉等の社会的養育における通算の業務(下記における業務)経験について教えてください。(1つ選択)

- ★1 児童相談所、市町村のこども家庭支援センター等の児童福祉又は母子保健担当部署
- ★2 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ★3 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養育自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童福祉の増進について相談に当たる事業(利用支援事業)
- ★4 里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の補助者

- 1 1年未満
- 2 1年以上3年未満
- 3 3年以上5年未満
- 4 5年以上10年未満
- 5 10年以上15年未満
- 6 15年以上20年未満
- 7 20年以上

選択解除

社会的養育推進に係る理念等の認識

問5 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の基本理念について

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(R6.3.12 こども家庭庁)においては、これまでの児童福祉法の改正等を踏まえ、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」を基本的な理念に据えた取組を求めています。このことについて、あなたの考えを教えてください。(近い項目を1つ選択)

- 1 取り組むべきである
- 2 取り組む必要がある
- 3 どちらともいえない
- 4 取り組む必要はない
- 5 取り組むべきではない

選択解除

問6 こどもの最善の利益を実現するための体制等の整備について

「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」は、こどもの権利を擁護し、こどもの最善の利益の実現を図るための考えです。「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(R6.3.12 こども家庭庁)では、こどもの最善の利益を実現する観点から、市町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備に取り組むことを求めています。このことについて、あなたの考えを教えてください。(近い項目を1つ選択)

- 1 取り組むべきである

- 2 取り組む必要がある
- 3 どちらともいえない
- 4 取り組む必要はない
- 5 取り組むべきではない

選択解除

問7 当事者の参画について

市町村、児童相談所、児童福祉施設等において支援計画を作成する際に、対象となる子どもや保護者等（いわゆる当事者）から意見を聴取するなど、支援等における当事者の参画が求められるようになってきました。このような対応・取組について、あなたの考えを教えてください。（近い項目を1つ選択）

- 1 取り組むべきである
- 2 取り組む必要がある
- 3 どちらともいえない
- 4 取り組む必要はない
- 5 取り組むべきではない

選択解除

問8 アタッチメント（愛着）に関する理解と活用について

「家庭養育優先の原則」については、特定の大人との安定したアタッチメント（愛着）の形成をこどもに保障していく観点が含まれています。「アタッチメント」の理論や考え方に關する理解や活用についてのご自分の認識について伺います。（近い項目を1つ選択）

- 1 概ね理解し、相談や支援等に活かしている。
- 2 概ね理解しているが、相談や支援等に活かせていない。
- 3 多少は理解している。
- 4 あまり理解していない。
- 5 ほとんど（又はまったく）理解していない。

選択解除

問9 パーマネンシー保障に関する理解や取組について

「パーマネンシー保障」に関する理論や考え方の理解や相談・支援等における取組についてのご自分の認識について伺います。（近いものを1つ選択）

- 1 概ね理解し、相談や支援等で取り組んでいる
- 2 概ね理解しているが、相談や支援等で取り組めていない
- 3 多少は理解している
- 4 あまり理解していない
- 5 ほとんど（又はまったく）理解していない

選択解除

業務に対するやりがいと困難

問10 子どもや保護者への相談支援に関するやりがい

あなたが持っている子どもや保護者の相談や支援等に関して、やりがいを感じる事がどの程度ありますか。（近い項目を1つ選択）

- 1 やりがいを感じる事がいつもある
- 2 やりがいを感じる事がよくある
- 3 やりがいを感じる事がたまにある
- 4 やりがいを感じる事がまれにある
- 5 やりがいを感じる事が無い

選択解除

問11 やりがいを感じる場面について 選択肢の結果によって入力条件が変わります

どのような場面でやりがいを感じますか。具体的に教えてください。（256文字まで）
※問10で「1～4」を選択した方にお答えいただく質問です。

問12 子どもや保護者への相談支援に関する困難

あなたが持っている子どもや保護者の相談や支援等に関して、困難を感じる事がどの程度ありますか。（近い項目を1つ選択）

- 1 困難を感じる事がいつもある

- 2 困難を感じるがよくある
- 3 困難を感じるがたまにある
- 4 困難を感じるがまれにある
- 5 困難を感じるがない

選択解除

問13 困難を感じる場面について 選択肢の結果によって入力条件が変わります

どのような場面で困難を感じますか。具体的に教えてください。(256文字まで)
※問12で「1~4」を選択した方にお答えいただく質問です。

問14 困難の軽減とやりがい向上のための方策

相談や支援等において、困難を軽減し、やりがいを向上するための方策として考えられることで、もっとも重要だと思うことはどのようなことでしょうか。(1つ選択)

- 1 関係機関等の連携・協力の促進
- 2 相談等における職員への相談やサポートの充実
- 3 自身や組織等の専門性の向上
- 4 無駄な業務の削減やDXの推進等による業務の効率化
- 5 相談等における人員の増加
- 6 地域における支援者に対する相談やサポートの充実
- 7 自身の相談や支援等に見合う待遇等の改善
- 8 その他 (以下に記入してください)

選択解除

問15 専門性の向上に対する意識や課題について

相談や支援等に関するご自身の専門性の向上について、どのような意識をお持ちですか。
(1つ選択)
また、日ごろ感じている課題があれば記入してください。(256文字まで)

- 1 強く意識している

- 2 意識している

- 3 どちらともいえない

- 4 あまり意識していない

- 5 意識していない

選択解除

問16 専門性の向上に向けた取組について

ご自身の専門性向上のため、主にどのような取組が役に立っていますか。
(あてはまる項目を3つまで選択できます。)

- 1 研修会(集合形式)への業務上の参加 ※里親の場合は、県・児相やフostタリング機関、里親会が主催する研修会、県や里親会が費用を負担する研修会
- 2 研修会(Web形式)への業務上の参加 ※里親の場合は、県・児相やフostタリング機関、里親会が主催する研修会、県や里親会が費用を負担する研修会
- 3 研修会(集合形式)への業務外の自主的な参加
- 4 研修会(Web形式)への業務外の自主的な参加
- 5 自組織内で行われる個別ケースの支援について話し合う会議(援助方針会議、支援会議、事例検討会、ケース進捗管理の会議等)への参加 ※里親の場合は、児童相談所やフostタリング機関とのケース検討・打合せ
- 6 自組織内で行われる上司や先輩職員等による個別のスーパービジョン(個別の振り返り、助言、支援の場への出席等) ※里親の場合は、児童相談所やフostタリング機関による助言やアドバイス等
- 7 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議などのいわゆる関係機関等による公式な支援会議への参加

- 8 地域の関係機関・関係者等による研究会、事例検討会等の集まりへの業務上の参加 ※里親の場合はフォスタリング機関や里親会が主催する「里親サロン」への参加
- 9 地域の関係機関・関係者等による研究会、事例検討会等の集まりへの業務外の自主的な参加
- 10 ガイドラインや専門書等の業務上の閲覧
- 11 ガイドライン、専門書等の自主的な入手・閲覧
- 12 その他（以下に記入してください）

社会的養育推進に関する組織、地域の取組等について

問17 社会的養育推進に関する組織の取組について

あなたが所属する組織等について、社会的養育推進に関する取組の割合をどのように感じていますか。（1つ選択）
※里親等の場合は、自分の家庭やファミリーホームとしての取組のほか、里親会を通じての取組を含めていただいて構いません。

- 1 大いに取り組んでいる
- 2 取り組んでいる
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり取り組んでいない
- 5 取り組んでいない

選択解除

問18 組織の強みと課題について

社会的養育推進の取組に関して、あなたが所属する組織等の強みや課題としてどのようなことがありますか。あなたのお考えを教えてください。（各256文字まで）
※里親等の場合は、自分の家庭やファミリーホームとしての取組のほか、里親会を通じての取組を含めていただいて構いません。
※それぞれ項目を選択の上、記入してください。

- 1 所属する組織等の強み

- 2 所属する組織等の課題

問19 社会的養育推進に関する地域の取組について

あなたが所属する組織等が所在する地域（問2で選択した地域）について、社会的養育推進に関する取組の割合をどのように感じていますか。（1つ選択）

- 1 大いに取り組んでいる
- 2 取り組んでいる
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり取り組んでいない
- 5 取り組んでいない

選択解除

問20 地域の強みと課題について

社会的養育推進の取組に関して、あなたが所属する組織等が所在する地域（問2で選択した地域）の強みや課題としてどのようなことがありますか。あなたのお考えを教えてください。（各256文字まで）
※それぞれ項目を選択の上、記入してください。

- 1 組織等の所在地域の強み

- 2 組織等の所在地域の課題

問21 地域で必要なサービスや相談支援機関

あなたが所属する組織等が所在する地域（問2で選択した地域）において、今後充実するべきと考えられるサービスや支援機関等について教えてください。（あてはまる項目を3つまで選択できます。）

- 1 市町村の子育て世帯訪問支援事業（要支援家庭等への訪問による生活の支援）
- 2 市町村の児童育成支援拠点事業（学校や家以外の要支援家庭や不登校の子どもの居場所支援）
- 3 市町村の子育て短期支援事業（ショートステイ等）
- 4 市町村の一時預かり事業（いびゆる一時保育）
- 5 市町村の養育支援訪問事業（要支援家庭等への保健師・助産師等の専門職による訪問相談支援）

- 6 市町村の産後ケア事業
- 7 市町村の妊婦訪問支援事業（妊婦健診未受診の妊婦等への訪問支援）
- 8 県の妊産婦等生活援助事業（にんしん相談、困難を抱える妊産婦等への支援など）
- 9 児童家庭支援センター（児童福祉施設等が設置する地域の身近で専門的な相談支援機関）
- 10（児童相談所を中心に親子分離後に行われる）親子再統合支援事業
- 11 里親支援センター（里親とのチームで子どもをケアし、包括的に里親の養育を支えるための施設）
- 12 県の児童自立生活援助事業（中学卒業以降の社会的養護経験者等に対する入居による自立支援）
- 13 県の社会的養護自立支援拠点事業（社会的養護経験者等に対する相談支援や交流の場の提供等）
- 14 その他（以下に記入してください）

長野県における社会的養育の推進

問22 長野県の強みと課題

長野県において社会的養育を推進していくにあたり、どのような強みや課題があるでしょうか。あなたのお考えを教えてください。（各256文字まで）
※それぞれの項目を選択の上、記入してください。

- 1 長野県の強み

- 2 長野県の課題

問23 次期社会的養育推進計画にて取り組むべきこと

次期社会的養育推進計画（計画期間：R7～11年度）において、特に力を入れて取り組むべきと考える項目とその理由について教えてください。
（あてはまる項目を3つまで選択できます。理由は各100文字まで記入できます。）

- 1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- 2 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

- 3 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

- 4 児童家庭支援センターの機能強化及び設備促進に向けた取組

- 5 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 6 一時保護改革に向けた取組

- 7（代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- 8（代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた）親子関係再構築に向けた取組

- 9（代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 10 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 11 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- 12 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 13 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握

14 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

15 中核市の児童相談所設置に向けた取組

16 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

17 障害児入所施設における支援

問24 県や他機関に対する要望について

社会的養育の推進に関連して、県や他機関等に対する要望等がありましたら、具体的に教えてください。（256文字まで）

閉じる

■手続に関するお問い合わせ■

各申請画面に表示または申請手続の案内で示されている担当部署までお問い合わせ下さい。

【操作に関する】お問い合わせヘルプデスク
固定電話ヘルプデスク

TEL : 0120-464-119（フリーダイヤル）
（平日 9 : 00～17 : 00 年末年始除く）

携帯電話ヘルプデスク
TEL : 0570-041-001（有料）
（平日 9 : 00～17 : 00 年末年始除く）

FAX : 06-6455-3268

電子メール: help-shinsei-nagano@apply.e-tumo.jp

長野県社会的養育に関する調査結果報告書

令和7年2月

編集・発行

長野県 県民文化部 こども若者局
こども・家庭課 児童相談・養育支援室